

(別記)

登別市ロゴマークマニュアル



本マニュアルは、企業や各団体、報道機関などが、登別市ロゴマークを使用する際のデザインの規定や注意点、具体的な使用の例などを定めたものです。

基本的な表示

<カラー指定>



基本色

C:0 M:100 Y:100 K:0

(プロセスカラー)

DIC:565 (DIC カラー)

<モノクロ指定>



C:0 M:0 Y:0 K:100

※特色 1 色刷りの場合は
その色の 100%

ロゴマークの表示サイズ

ロゴマークのサイズ（A）の最小サイズは、1.0センチメートルとする。

<カラー指定>



基本色
C:0 M:100 Y:100 K:0
(プロセスカラー)
DIC:565 (DIC カラー)

<モノクロ指定>

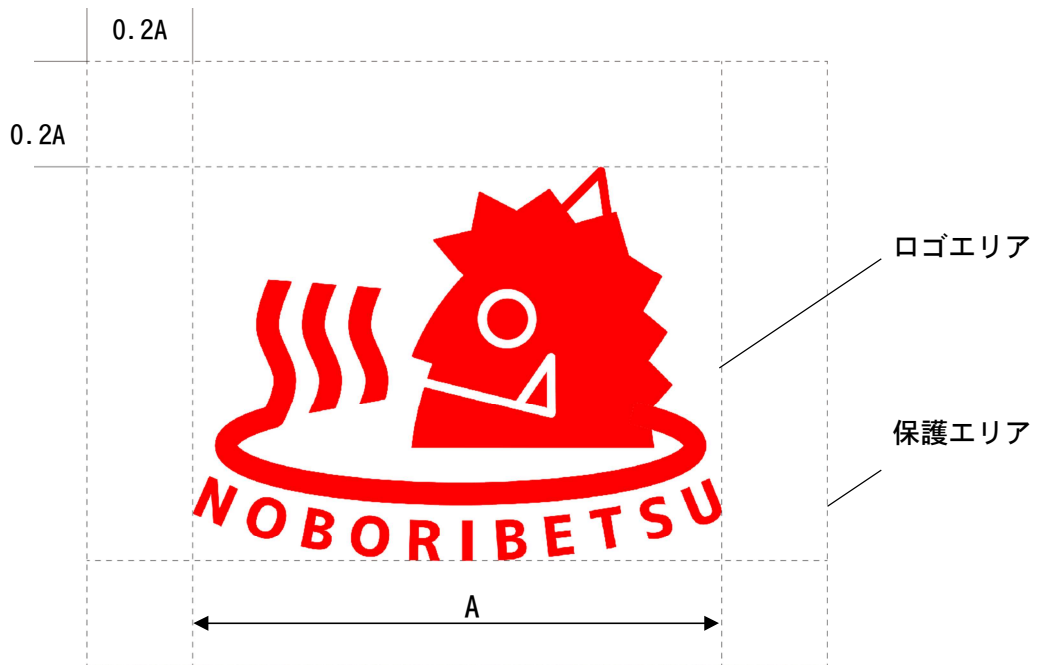


C:0 M:0 Y:0 K:100
※特色1色刷りの場合は
その色の100%

ロゴマークのエリア

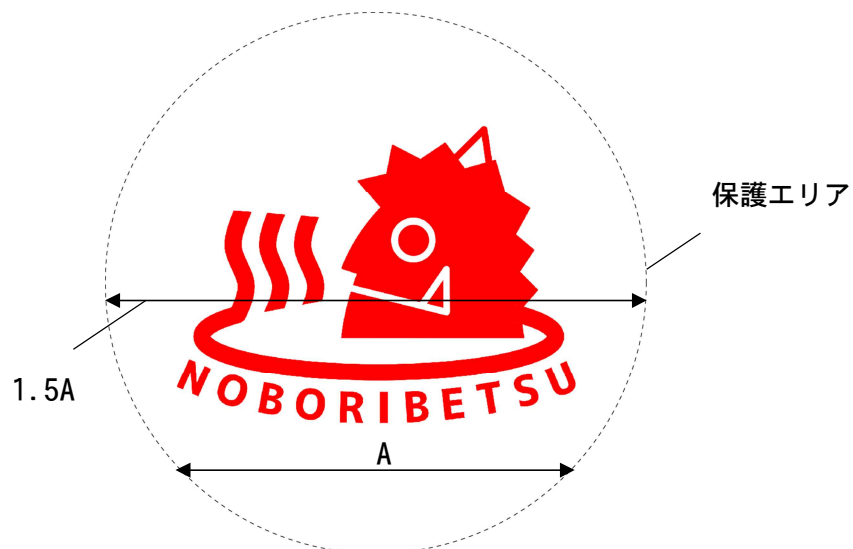
ロゴマークの識別性、独立性を高めるため、周辺に一定の余白(保護エリア)を設けます。

基本形



ロゴの左右に対し余白は 0.2A

円形で囲む場合



ロゴの左右 A に対し、ロゴを囲む円形の直径は 1.5A

※円形内のロゴの位置は任意とし、円形枠は罫線なしとします。

ロゴマークを円形で囲む場合

濃い地色や写真等の上には使用することは、円形で囲むことができます。

<カラー指定>



<モノクロ指定>



※通常は白い円形を使用

ロゴマークの使用禁止例

登別市ロゴマークの信用と品位を保ち、誤ったイメージを避けるため、

下記に抵触する使用を禁止します。

基本形



バランスを変更しての使用



ぼかしや影などの効果を加えての使用



デザイン要素を加えての使用



変形しての使用



反転しての使用



そのほか、著しく登別市ロゴマークの印象を損ねる使用を禁じます。

禁止事項

下記の事項のいずれかに該当する場合は、
ロゴマークの使用を禁止します。

- 1 登別市の信用又は品位を害すると認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- 2 第三者に損害を与えると認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- 3 法令や公序良俗に反すると認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- 4 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者であるとき。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者であるとき。
- 6 政治資金規制法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者であるとき。
- 7 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者であるとき。

使用承認

下記の事項のいずれにも該当しない場合は、
あらかじめ使用承認を受けてください。

- 1 営利を目的とせずに使用するとき。
- 2 市がその業務の目的において使用するとき。
- 3 市が共催又は後援する行事等について、その共催又は後援を示す目的において使用する
るとき。
- 4 市内の学校、保育所及び幼稚園が教育又は保育の目的で使用するとき。
- 5 その他市長が適当と認めたとき。

その他

登別市ロゴマークの使用に関する要項と本マニュアルに記載のないものや
使用に関し疑義が生じた場合には、事前にご相談ください